確定申告・住民税申告に関するお知らせ

申告前に

医療費控除などの書類の事前作成をお願いします!

書類事前作成のための相談会を行います。

2月17日(月)からの申告は、令和6年分の「収支内訳書」及び「医療費控除明細書」を作成している方のみの受付とします。

場所:鹿嶋市役所2階 税務課窓口

期間:令和7年1月6日(月)~ 令和7年2月14日(金)

内容:申告前に作成する「収支内訳書」及び「医療費控除明細書」の記載方法など

事前作成書類	対象者			
収支内訳書	営業・農業・不動産の所得がある方			
	① 総所得が 200 万円を超える方			
医療費控除明細書	→支払った医療費が 10 万円を超える場合に対象			
	② 総所得が 200 万円を超えない方			
	→支払った医療費が総所得の 5%を超える場合に対象			
セルフメディケーション	健康増進などの取組を行い、且つ、セルフメディケーション対象の医			
	薬品の支払いが1万2000円を超える(上限8万8000円)			

公的年金等の収入が400万円以下の方は申告しなくてもよい場合があります

別紙のフローチャートで確認してください。

潮来税務署で、1月6日から還付申告を受け付けます

場所:潮来税務署

期間: 令和7年1月6日(月)~令和7年2月14日(金)

内容:還付申告の方を対象とした相談会場を開設します。(所得税が年金や給与等から天引きされて

おり、かつ源泉徴収票にない扶養の追加や医療費控除を申告する方など)。

入場整理券により一定の制限を行います。

潮来税務署で、申告するもの

- ○青色申告
- ○土地・建物・株式の譲渡や先物取引など(分離課税)
- ○**住宅借入金等特別控除**(初めて控除を受ける(一年目の申告の)方、連帯債務で債務割合の不明な 方や金融機関などから借入金が無い方、または償還期間が10年未満の方)
- ○消費税、贈与税など
- ○令和6年分以外の確定申告、準確定申告(令和6年中に亡くなった方の申告)

確定申告・住民税申告の受付についてのお知らせは、 → 鹿嶋市のホームページからもご確認いただけます! 定額減税に関する内容は国税庁ホームページをご覧ください。→





○住民税に関する問い合わせ

鹿嶋市税務課 ☎0299-82-2911 (内線 261~263)

○所得税・e-Tax に関する問い合わせ

潮来税務署 20299-66-6931

確定申告する人必見! 「e-Tax」



マイナンバーカードやスマートフォンを利用した所得税等の申告書等作成「e-Tax」が便利です。ご自宅のパソコンやスマホから24時間いつでも確定申告書を作成できます。 ←国税庁ホームページをご覧いただくか、潮来税務署へお問合せください。

地域別日程

※指定日以外でも申告はできますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日に申告してください。

期	日	対 象 地 区		期	目	対象地区
2	17日(月)	港ケ丘、旭ケ丘、根三田	3	3 日	(月)	波野地区(宮津台を除く)
月			月			
	18 目 (火)	大小志崎、志崎、神野		4 日	(火)	津賀、小山
	19日 (水)	平井(平井丘を除く)、平		5 日	(水)	武井
		井南				
	20日(木)	青塚、棚木		6 日	(木)	宮津台、宮中(宮中団地)、鉢形、
						鉢形台
	21 日 (金)	豊津地区、中		7 日	(金)	浜津賀、林
	25 日 (火)	荒井、武井釜		10 日	(月)	高松地区
	26 日 (水)	豊郷地区、和		11 日	(火)	宮中(宮中団地、三笠山、東山を除
						く)、城山、宮下、厨、緑ヶ丘
	27 日 (木)	角折、奈良毛		12 日	(水)	平井 (平井丘)、高天原、平井東
	28 日 (金)	荒野		13 日	(木)	宮中(三笠山、東山)
				14 日	(金)	市内全域
				17 日	(月)	山北五千冰

確定申告に必要な持ち物

★ 市役所では:令和7年2月17日(月)~3月17日(月)のみ受付

_						
共	□令和7年度申告のご案内(または「確定申告のお知らせ」)はがき(送付された方のみ)					
共	□マイナンバーを確認できる書類 (マイナンバーカード、通知カードなど)					
通	□身元を確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証、源泉徴収票など)					
	□本人名義の口座が分かるもの(申告することで、税が還付される方のみ)					
所	給与・年金所得者	□給与・年金源泉徴収票				
得						
の種類	事業所得者(営業等・農業・不動産収入)	□収支内訳書(事前に作成してお持ちください。)				
	その他の所得	□それぞれの収入や経費の明らかになる証明書類				
所	生命保険料、地震保険料、国民年金保険料な	□各種の控除証明書				
得	どの控除を受ける方					
控						
除	障害者控除を受ける方	□障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など				
を	・医療費控除を受ける方	□明細書 (事前に作成してお持ちください。)				
す	・セルフメディケーション税制を受ける方	 □医療費通知(保険等から補てんされている場合はその金				
る						
方		額がわかる証明書類)				
その他		□そのほか、上記申告以外に申告の必要なもの				
5 - 10						